

「大規模災害時の府議会活動指針」の構成（たたき台）

- 1 指針の趣旨・目的
 - ・ 大規模災害時に議会の役割を果たすための指針
- 2 基本的な考え方
 - (1) 議会の役割
 - ・ 議決機関、意思決定機関としての役割
 - (2) 議員の役割
 - ・ 議会の構成員としての役割 他
 - (3) 執行機関との関係
 - ・ 執行機関の災害復旧活動への配慮
 - (4) 市町村や国との関係
 - ・ 市町村の意見集約
 - ・ 国への積極的な要請
 - (5) 指針の考え方
 - ・ 指針の適用対象（被害想定）
 - ・ 策定の考え方（開会中・閉会中の区分、時系列に活動内容を整理）
- 3 業務継続体制の確保
 - (1) 議員の安否確認
 - (2) 事務局職員の安否確認と業務体制
 - (3) 議場・委員会室等の審議環境の確保
- 4 活動方針決定の方法
 - 基本）正副議長、議運委員長、各派代表者（理事）による協議決定
（理事調整会議、議会運営委員会）
- 5 議員への情報提供の方法
- 6 被災状況調査のあり方
 - ・ 執行部からの報告聴取
 - ・ 議会による現地調査方法と調査内容の共有化
- 7 発災時の議会運営
 - ・ 開会中・閉会中、議場等の被災の有無、発災からの経過期間等の状況ごとに整理
- 8 国等への要請・要望
- 9 開会中・閉会中ごとに時系列に沿った府議会の活動（まとめ）